

環境美化の日(町内一斉清掃)について

河津町きれいな町づくり条例に基づき、「環境美化の日」
として、町内一斉清掃を下記により実施しますので
町民の皆様方のご参加をお願いいたします。

記

1、期 日 平成 27 年 5 月 31 日 (日)

午前 8 時～11 時頃まで。

◎ 小 雨 決 行

*大雨等で作業困難な時は6月7日(日)に延期します。

2、参 加 者 (町内全域)各戸 1 名の参加をお願いします。

3、実 施 内 容 ◎各地区、区長さんの指導により地域の清掃を行って下
さい。収集したごみは「ごみの分別」にしたがって仕
分け、エコクリーンセンター東河に運び込んでくださ
い。(注：家庭のごみを一緒に出さないで下さい)

「みんなの手で町を美しく」



担 当 河津町町民生活課
34-1932

携帯電話等で防災情報を受ける

『河津町防災メール』に登録をお願いします！

「河津町防災メール」の登録受付を行っています！

河津町では、町の災害や防災等の行政情報を迅速に受け取れるよう、携帯電話等へ電子メールで配信するサービスを行っています。利用登録をしていただくことで、御手持の携帯電話等へ情報をお届けするシステムです。

登録された方が町外に出ても情報収集が可能となります。（町外在住者の登録も可能です。）

※ 登録は無料ですが、メール1通あたり1～2円のポケット通信料がかかります。

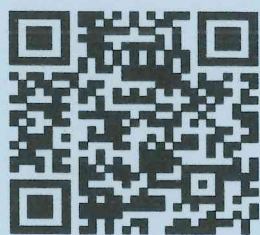
防災・防犯情報等【登録済の方から順次配信】

- ・地震・津波情報
- ・気象警報（大雨・洪水警報等を災害レベルによって配信）
- ・避難勧告等（避難準備情報・避難勧告・避難指示等）
- ・その他の情報



◎ 登録までの流れ

QRコードを読み取り、空メール（件名・本文不要）を送信してください。



bousai.kawazu-town@raidan.ktaiwork.jp

数分以内に、登録用URLが記載されたメールが届きます。

静岡県賀茂郡河津町防災情報メール』

メールサービスの仮登録が完了しました。
まだ登録は完了していませんので、以下のURLから一週間以内に本登録を実施してください。

<https://...>

ここを選択して決定ボタンを押す

配信情報を選択して、「次へ」を押します。

- 配信情報：■防災情報
○グループ：●例）浜

ユーザー情報登録

○メールアドレス

- 配信情報
■防災・防犯情報（必須）
■防災情報
□観光情報
○グループ（複数選択可）
●浜

次へ

入力内容を確認し、「登録」を押します。（複数選択可）

設定内容の確認

次の内容でよろしければ「登録」を、再度編集する場合は「戻る」を選択してください。

○メールアドレス
.....@.....

○配信情報
防災・防犯情報
.....

登録 戻る

登録完了です

※数分以内に、登録完了のお知らせメールが届きます。
このメールには、登録内容変更・配信解除用のURLが記載されています。

河津町防災情報メールへの登録が完了致しました。

登録内容の変更・配信解除は次のリンク先にアクセスしてください。

<https://raidan.ktaiwork...>

お問い合わせはこちら！！

河津町役場 総務課

電話：0558-34-1913

FAX：0558-34-0099

Eメールアドレス：

soumu@town.kawazu.shizuoka.jp

利用登録の注意点 ※迷惑メール対策をしている場合はメールを受け取れない場合があります。「@raidan.ktaiwork.jp」からのメールを受信可能なように設定してください。

平成 27 年度「噛むカムケア 8020 コンクール」実施要領



80 歳以上で 20 本以上自分の歯がある方を表彰します！

1. 対象者

- (1) 満 80 歳以上でご自分の歯が 20 本以上ある方
(昭和 10 年 4 月 1 日以前に生まれている方)
- (2) 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町に在住の方
- (3) 歯科医院に来院可能な方
- (4) 再応募可、ただし過去 3 年間（平成 24 年度～26 年度）に静岡県歯科医師会（静岡県大会）で表彰された者は再応募不可。

2. 申し込み方法

- (1) ご希望の方は受診票が必要です。
- (2) 受診票は各市町役場にご請求ください。

下田市	市民保健課	健康づくり係	(TEL : 0558-22-2217)
東伊豆町	保健福祉センター	保健予防係	(TEL : 0557-22-2300)
河津町	保健福祉課	健康係	(TEL : 0558-34-1937)
南伊豆町	健康福祉課	健康係	(TEL : 0558-62-6233)
松崎町	健康福祉課	健康対策室	(TEL : 0558-42-3966)
西伊豆町	健康増進課	健康係	(TEL : 0558-52-1116)

- (3) 受診票を持参し、賀茂歯科医師会会員の歯科医院にて健診(無料)を受けてください。
- (4) 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までに受診してください。診査対象とみなされましたら歯科医院が手続きをします。

3. 表彰

- (1) 賀茂歯科医師会において審査を行い、入賞、最優秀賞を選出（上位 10 名）いたします。それぞれ記念品を贈呈します。
- (2) 最優秀賞に選ばれた方を静岡県歯科医師会に推薦し、選定されると「8020 推進・静岡県大会」(平成 28 年 2 月下田市にて開催予定)において表彰されます。尚、旅費の支給はありません。

4. お問い合わせ

賀茂歯科医師会 公衆衛生部 菊池建司
キクチ歯科医院 (TEL : 0558-23-0568)

手話を一緒に学びませんか？

～手話奉仕員養成講座(入門編)～

河津町では、聴覚障害者への理解、コミュニケーション技術（手話）の習得を目的とした養成講座を開催します。



講座内容

〈講座内容〉 全21講座（手話技術：18講座、必須講義：3講座）

〈実施期間〉 平成27年6月11日～平成27年11月19日 毎週木曜日
（平成27年8月13日、8月20日、9月24日を除く）

〈時間〉 午後7時から午後9時までの2時間

〈会場〉 下田市民文化会館 もしくは 下田総合庁舎

〈対象者〉 聴覚障害者への理解、コミュニケーション技術（手話）の習得に関心のある方

〈参加費〉 3,240円（テキスト代）＊申込時に支払い

〈申込用紙設置先〉 下田市役所福祉事務所・下田市社会福祉協議会
東伊豆町役場、河津町役場、南伊豆町役場〔各福祉課〕

〈募集人員〉 20名

〈申込期限〉 平成27年 5月29日（金）

〈申込方法〉 申込用紙と参加費を申込用紙設置場所へ
または下記までご持参ください。



手話



ありがとう



ご苦労さま

下田市社会福祉協議会

〒415-0024 下田市四丁目1番1号

TEL: 0558-22-3294 FAX: 0558-22-0584

河津町B&G海洋センター

やってみよう!!

太極拳教室

参加者大募集!!

河津町教育委員会では、「太極拳教室」を下記のと
おり開催します。河津町スポーツ推進委員会の日本
武術太極拳連盟公認指導員がわかりやすく丁寧に
指導します。
是非この機会にご参加ください!!



記

1. 日 時	①平成27年 6 月 8 日(月)	19:00~20:30
	② " 6 月 15 日(月)	"
	③ " 6 月 22 日(月)	"
	④ " 6 月 29 日(月)	"

(※全4回開催)

2. 場 所 河津町 B&G 海洋センター体育館

(※駐車場が限られている為、なるべく乗合わせてご来場下さい)

3. 対象者 18 歳以上なら誰でも参加可(高校生不可)

(定員 20 名)

4. その他

・参加費:無料

・持ち物等:体育館シューズ、飲み物、タオル

・参加される際、現在持病、あるいは通院をされている方は事前に医師の診断を受けて参加して下さい。

5. 申込み

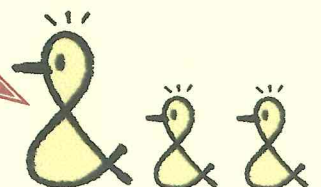
教育委員会まで、氏名・住所・電話番号を連絡して下さい
(期間:平成 27 年 5 月 20 日~)



河津町教育委員会:社会教育係

TEL:0558-34-1117

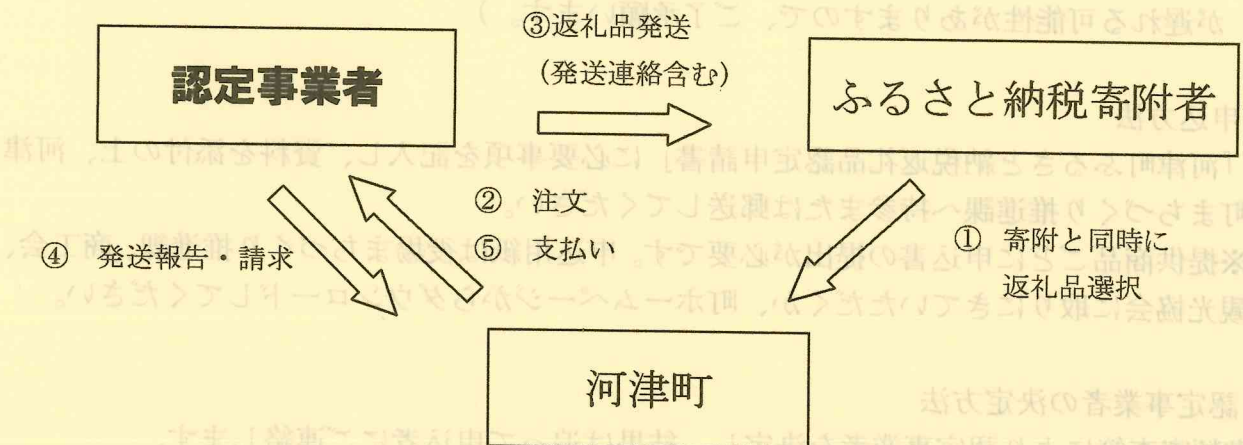
FAX:0558-34-0295



「ふるさと納税返礼品認定事業者」を募集します

「ふるさと納税制度」を活用し、地域産業の活性と町への寄附金の増加を図り、河津町を元気にすることを目的として、寄附者へお贈りする返礼品を提供していただく「河津町ふるさと納税返礼品認定事業者」を募集します。

○ 事業の流れ



○ 対象者（事業者） 河津町内に事業所がある法人その他の団体、個人の方です。

○ 提供していただく返礼品

（1）内容 **河津町の魅力を発信できる特産品等**

- ・町内で栽培、製造、加工、販売されている商品や農林水産物
- ・町内施設で提供されるサービス
- ・上記以外でも提供可能なユニークなアイデア（〇〇体験・教室など）

※季節限定・数量限定でも構いません。

（2）価格等 3 千円～20 千円相当の品

区分	返礼品の価格（目安）	町負担額
寄附金 1 万円以上 2 万円未満	3,000円相当（税／送料込）	3,000円
寄附金 2 万円以上 3 万円未満	6,000円相当（税／送料込）	6,000円
寄附金 3 万円以上 5 万円未満	10,000円相当（税／送料込）	10,000円
寄附金 5 万円以上	20,000円相当（税／送料込）	20,000円

※町が寄附をいただく際に寄附者が選んだ品を、上記区分に応じて寄附者に送っていただき、
かかった費用を後日町が負担いたします。

※寄附者と発送（受取）日の連絡を取り、確実な送付を行っていただきます。

(3) 提供期間 平成27年7月1日から平成28年3月31日まで

◎ 個人情報の保護

認定事業者は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱業務特記事項」を遵守しなければなりません。

※寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することは出来ません。

ただし、後日寄附者と直接取引することにより入手した個人情報は、「個人情報取扱業務特記事項」の対象外です。

○ 申込期間 **平成27年5月25日(月)まで**

(申込期間以降も随時受け付けます。ただし、その場合はPRパンフレット等への掲載が遅れる可能性がありますので、ご了承ください。)

○ 申込方法

「河津町ふるさと納税返礼品認定申請書」に必要事項を記入し、資料を添付の上、河津町まちづくり推進課へ持参または郵送してください。

※提供商品ごとに申込書の提出が必要です。申込用紙は役場まちづくり推進課、商工会、観光協会に取りにきていただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

○ 認定事業者の決定方法

書類審査等により認定事業者を決定し、結果は追って申込者にご連絡します。

○ 申込み・問合せ先

〒413-0595 河津町田中2-1-2 河津町まちづくり推進課

電話：34-1924 FAX:34-0099

電子メール：machizukuri@town.kawazu.shizuoka.jp

返礼品認定事業者のメリット

○自社商品の販売促進・PRができる！

ホームページや町が作成・配布するふるさと納税 PR パンフレット等を通じて、企業名、商品名等を全国的に PR できます。また、返礼品の発送時に自社商品等のパンフレットを同封していただくことで自社商品の販売促進につながります。

平成27年5月7日